

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	廃棄等の命令
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、不正表示または不良な医薬品等があった場合には、その医薬品等を廃棄、回収その他の措置を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第1項、第3項 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	第70条第1項の規定による命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせる。
ホームページ	
備考	